

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 6061 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月16日 火曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

♣ 配偶者への贈与

Q : 配偶者に対する贈与には税制上の恩典があるとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

贈与税では、婚姻期間が20年（1年未満の端数は切り捨てます）以上である配偶者から、次の居住用不動産等を贈与した場合には、贈与財産の価額から基礎控除（110万円）のほかに2,000万円（贈与財産の合計額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで）を控除してくれるという特例（同一の配偶者につき一回限り適用）があります。

これを贈与税の配偶者控除といいます。

- ①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利（借地権等）又は家屋（居住用不動産といいます）で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの
- ②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合の金銭の額

